

第5章 環境基本施策

環境目標Ⅰ

命の営みの基盤 ～自然環境

行動方針1：自然環境の保全

▶ 現状と課題

本市は、市域東部の福智山周辺を中心に、北九州国定公園、筑豊県立自然公園、特定植物群落などの優れた自然環境が存在します。また、東西の山麓部分には人と自然の関わりにより成立した里地里山が分布しています。本市ではこれらの環境を生育・生息基盤として、福岡県の希少野生生物に選定されているオニバスなどの植物の生育やトノサマガエル、カゼトゲタナゴなどの動物の生息が確認されています。

一方で、管理や手入れ不足による里地里山の荒廃、竹林の侵入、特定植物群落指定ため池からのオニバス群落の消失、鳥獣被害の拡大、外来生物の侵入による希少な動植物への影響など、生態系としての質の低下が懸念されています。

本市には自然とふれあえる場所として、山間部には竜王峡のキャンプ場、福智山の登山道が整備されています。また、遠賀川では親水護岸が整備され、水辺に親しむ取組みとしてカヌー教室や自然観察会が行われています。このような取組みにより、本市の環境施策の中で「自然環境の活用とふれあいの場の創出」は最も満足度が高い項目となっています。今後も自然とふれあえる場の活用を通して、地域に愛着を持ってもらうとともに、自然の維持・保全への意識を高めていくことが大切です。

▶ 取組みの方向性

1. 森林の維持・保全

豊かな森林は二酸化炭素の吸収・貯留機能や降った雨を蓄える水源涵養機能などがあります。適切な時期に伐採、植林、下刈や間伐などを行うことで、健全な森林を育て、これらの機能を高めていきます。

また、人と自然とが相互に関わることによって形成されてきた自然環境である里地里山は、生物多様性や景観や文化の基盤として重要な役割を果たしています。本市では、保存団体などとともに里山の保全活動を行ってきましたが、メンバーの高齢化などの課題を抱えています。取組みの体制についても議論を進めながら里山の保全を進めます。

2. 生物多様性、生態系の保全

生物多様性の維持は、私たち人間を含めた生物が存続するための重要な基盤となっています。生物多様性や生態系の保全は、ワンヘルス[※]の考え方にもあるとおり、将来にわたる私たちの暮らしの基盤を守ることにつながります。本市の市域に生息する在来種や希少野生動植物について、関係機関と連携した調査・情報収集を行います。また、それらの情報を発信することで、生物多様性・生態系の保護・保全に対する意識を高めていきます。

外来生物の拡大は生態系に影響を及ぼします。外来生物対策の3原則は、「入れない」「捨てない」「広げない」です。これらを徹底するため外来生物に対する正しい情報を発信していきます。

3. 自然とふれあえる場の創出・確保

現在整備されている自然とふれあえる場所の維持・保全に努めるとともに、これらの場所を自然に関する学習の場として積極的に活用していきます。

(※) 人と動物の健康及び環境の健全性はひとつのもの、すなわち「健康は一つ」であるとの概念又は理念をいう。(福岡県ワンヘルス推進基本条例より)
福岡県では全国に先駆けて令和2年12月に「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定し、直方市では令和3年10月に「ワンヘルス推進宣言」を行っている。

行動方針 1：水環境の保全

▶ 現状と課題

本市の中心部を流れる遠賀川における市域の水質(BOD化学的酸素要求量：有機物による汚れの指標)は環境基準を満たす概ね良好な状態にあります。また、市で測定を行っている河川についても基準を達成しています。今後も水質の維持・向上を図るためには、汚水の処理率を高めていくことが求められます。また、市民アンケート結果からは、市民が感じる「水環境」は必ずしも良いイメージではないことが明らかになっているため、継続して清掃活動等による河川の美化を進めることが重要です。

▶ 取組みの方向性

1. 水質改善対策の促進

さらなる水質向上にむけて、河川の汚濁負荷に大きな比重を占める家庭からの雑排水の処理率を高めます。引き続き、流域関連公共下水道事業、合併処理浄化槽設置整備事業などを進めます。

2. 河川環境の維持・保全

本市では、団体や市民の協力により水辺などの美化活動が行われています。「美化活動に参加する人が増えている」「以前に比べて、ごみのポイ捨ては減ってきた」との声もありますが、大雨後の上流から流れてきたごみの散乱などもあるため、市民が楽しみながら参加できるようなイベントなども取り入れながら、引き続き、活動の推進により環境美化を図ります。

■ 総合計画における関連成果指標

成果指標 (KPI) の名称	現 状	目 標
	令和元年(2019)年度	令和12年(2030)年度
河川の水質基準達成率	100% (全9箇所)	100% 達成維持

成果指標 (KPI) の名称	現 状	目 標
	令和元年(2019)年度	令和12年(2030)年度
汚水処理人口普及率	70.6%	78.7%

行動方針 2：良好な生活環境の維持・保全

▶ 現状と課題

本市における大気環境は、一時に光化学オキシダントが環境基準を超過する状況が見られますが概ね良好な状態です。しかし、市民からの公害苦情の件数は、経年で大気に関するものが最も多くなっています。以前よりも減っていますが、野焼きが現在も行われていることが主な要因です。

▶ 取組みの方向性

1. 騒音・振動の低減、大気・土壌の保全など公害対策の徹底

騒音・振動の低減、大気・土壌の保全に関しては、関係機関と連携しながら各法律に基づいて指定された地域で規制基準が遵守されているか監視と指導を行います。

2. 環境負荷低減に関する啓発

苦情の要因は野焼きによるものが多くなっていますが、その他の苦情についても、制度に関する知識不足や環境負荷低減への意識の低さなどが要因で発生することがあります。そのため、制度や環境負荷低減に関する理解を促進するための啓発を行います。

行動方針 3：快適きれいなまちづくりの推進

市民アンケート結果では、市民の環境に関するモラルについて満足度が低く、今後改善したいこととして「水質」の次に「不法投棄やごみのポイ捨て」を挙げる人が多く見られました。モラルの改善や市内の美化は今後改善すべき課題となっています。

▶ 取組みの方向性

1. 市内美化・緑化活動の推進

快適な生活を送るためには、まちの美しい景観をつくっていくことが重要です。河川敷の清掃活動では市民やボランティア団体に加え、多くの事業者にも参加してもらうなど取組みが広がっていますが、今後も活動を進めていきます。

2. 関係機関と連携したパトロールの強化

不法投棄は、景観や水質・土壌など生活環境の悪化につながります。そのため、発生の多い箇所への啓発の看板設置などにより、不法投棄をしにくい環境づくりを進めます。また、市民から情報提供を求めるとともに、見回り、監視、指導を強化していきます。

環境目標Ⅲは、温室効果ガスの排出削減に向けた、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「区域施策編」とします。）と位置づけます。区域施策編は、本市域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画です。計画では、計画期間に達成すべき目標を設定し、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制など、循環型社会形成等の分野での取組みを定めます。

① 温室効果ガスの排出量の推計、排出量の削減目標値

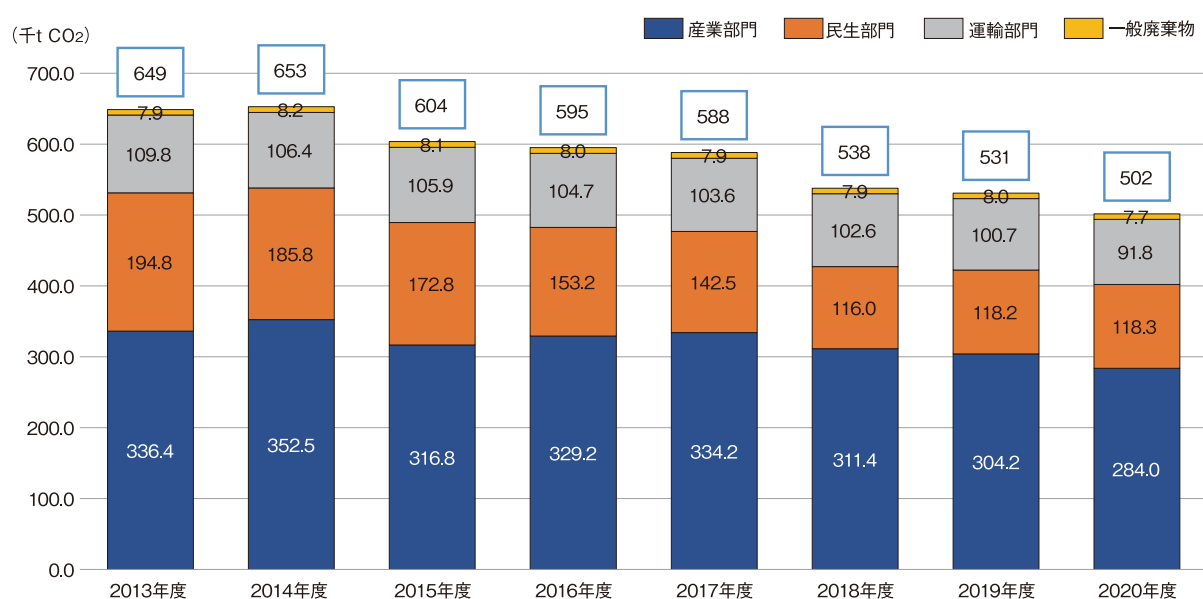
本市における温室効果ガスの排出量の推計ならびに排出量の削減目標値の設定は、2023（令和5）年3月に環境省が取りまとめた「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（以下、「算定マニュアル」とします。）に基づいて行いました。

また、国や県の動向を踏まえ、中期目標として2030年度の削減目標値ならびに長期目標として2050年度の削減目標値を設定しました。本市が対象とする温室効果ガスは、算定マニュアルで、市町村において特に把握が望まれるエネルギー起源のCO₂（鉄道、船舶を除く。）ならびに、非エネルギー起源のCO₂（一般廃棄物焼却処分）とします。

1. 温室効果ガス排出量の推移

本市のCO₂の排出量の推移をみると、排出総量は経年で減少しています。部門別では、基準年である2013（平成25）年度と2020（令和2）年度を比較すると全ての部門で減少していますが、民生部門においては2019（令和元）年度、2020（令和2）年度は若干増加傾向にあります。

図表 5-1 本市の温室効果ガスの排出量推移



注）「標準的手法」（全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法）による部門別CO₂排出量の現況推計値データ。

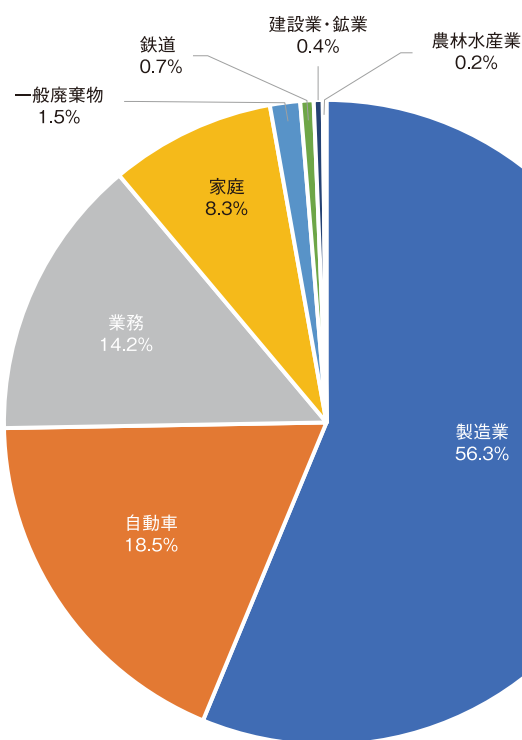
資料）環境省「部門別CO₂排出量の現況推計」

(区域施策編)

2. 直方市の温室効果ガス排出量の特徴

本市の2020年度の温室効果ガス排出量をみると、製造業が56.3%と圧倒的に多く、次いで自動車が18.5%、業務が14.2%となっています。

図表 5-2 部門別温室効果ガス排出量 (2020 (令和2) 年度)



注) 「標準的手法」(全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法) による部門別 CO₂排出量の現況推計値データ。
四捨五入により割合の合計が99.9%となっている。

資料) 環境省「部門別 CO₂排出量の現況推計」

自動車: 旅客自動車、貨物自動車

業 務: 第三次産業に属する企業等の事業所内部のエネルギー消費

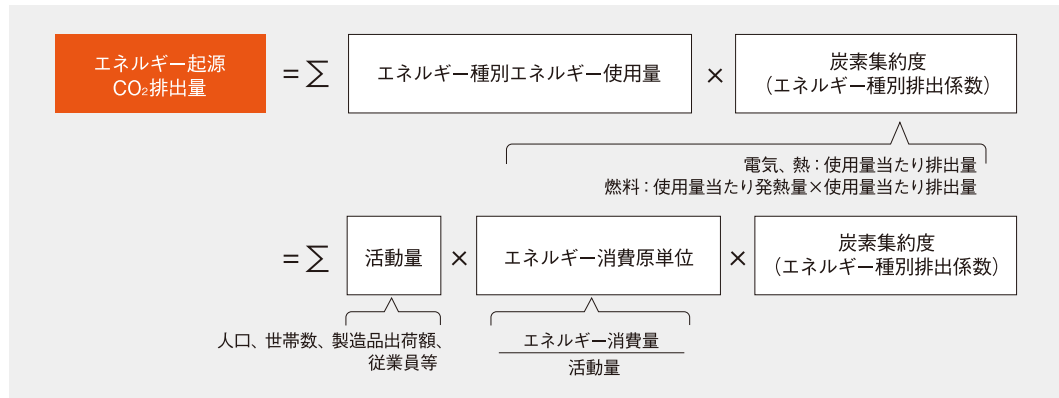
温室効果ガスの排出量の推計方法

① エネルギー起源CO₂排出量

温室効果ガスの排出量の推計にあたっては、区域内でのエネルギー使用量実績値の把握は困難であるため、算定マニュアルにおける市町村の標準的手法を用います。

標準的手法とは、全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量（世帯数、製造品出荷額、従業者数等）で按分する方法で、産業部門、業務その他部門、家庭部門については都道府県按分法、運輸部門については全国按分法が用いられます。エネルギー起源のCO₂排出量は図5-3で示すように部門別のエネルギー消費原単位を求め、区域の活動量とエネルギー種別の排出係数を乗じて求めます。なお、標準的手法による市町村別の推計結果は、環境省が毎年度公表しています。

図表 5-3 エネルギー起源CO₂排出量の算定式



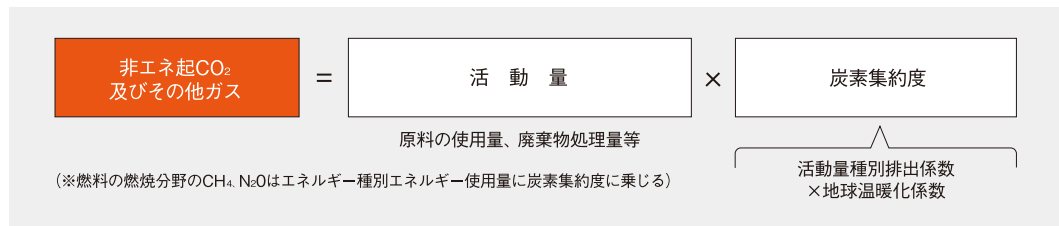
資料）環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）令和5年3月」

② エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量

エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量については、中核市以外の市町村で特に把握の望まれる「一般廃棄物の焼却処分の非エネルギー起源CO₂」を対象としています。

排出量は、図5-4で示すように活動量（一般廃棄物処理量）に活動量別の排出係数を乗じて求めます。

図表 5-4 エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量の算定式



資料）環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）令和5年3月」

3. 温室効果ガス削減量の目標値設定

本市では国や県の目標設定を踏まえ、2030 年度における中期目標値、2050 年度における長期目標値を以下のように設定します。

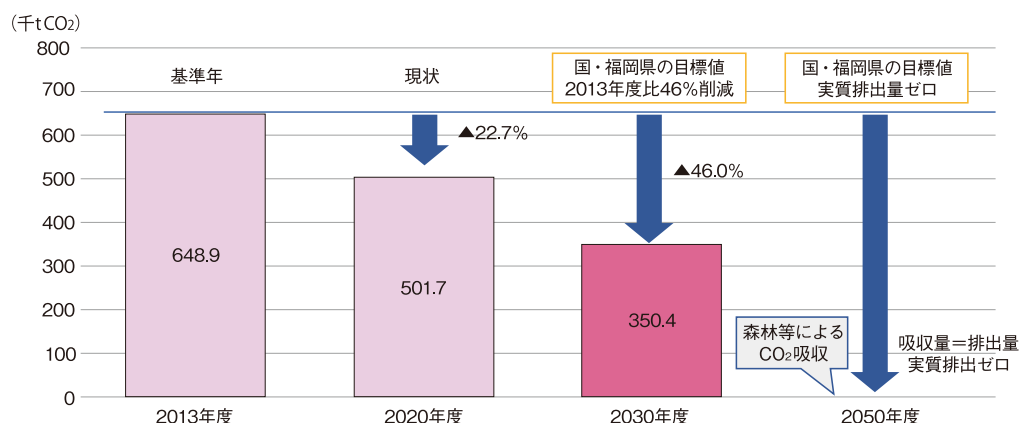
2030年度 中期目標

2030 年度における本市の温室効果ガス排出量を
基準年度(2013(平成25)年度)から **46%削減** します。

2050年度 長期目標

2050 年度に本市の温室効果ガスの **排出実質ゼロ** を目指します。

図表 5-5 本市における温室効果ガス排出削減目標



図表 5-6 本市における部門別温室効果ガス排出削減イメージ

部 門	2013年度	2020年度		2030年度	
	排出量 (千tCO ₂)	排出量 (千tCO ₂)	2013年度比 (%)	排出量 (千tCO ₂)	2013年度比 (%)
二酸化炭素	648.9	501.7	22.7	350.4	46.0
エネルギー起源	641.0	494.0	22.9	345.0	46.2
家庭部門	89.1	52.7	40.9	36.8	58.7
業務部門	105.6	65.6	37.9	45.8	56.6
産業部門	336.4	284.0	15.6	198.3	41.0
運輸部門	109.8	91.8	16.4	64.1	41.6
非エネルギー起源	7.9	7.7	2.7	5.4	32.0
一般廃棄物	7.9	7.7	2.7	5.4	32.0
合 計	648.9	501.7	22.7	350.4	46.0

注) 部門別の目標値は、2013年度比46%減と想定した2030年度の総排出量(350.4千tCO₂)を、2020年度における各部門の排出量の割合で按分した値。環境省の標準的手法による推計値を用いているため区域における排出量の推計値は、按分に用いる活動量(製造品出荷額、従業員数、人口、世帯、自動車保有台数)の増減が影響し、区域のエネルギー使用実態が平均化されるので必ずしも対策・施策の効果を反映しない場合がある。そのため、各部門での対策・施策の実施量に基づく削減値は別途設ける。

② カーボンニュートラルに向けた取組み

行動方針 1：市民・行政の省エネ活動・再エネ導入促進

▶ 現状と課題

市民アンケートの結果では、地球温暖化など世界規模の環境問題に対して市民の興味関心が高い一方、再生可能エネルギーの導入、循環型社会に向けた省資源・省エネルギー化への関心が低いという特徴があります。世界規模の環境問題も日々の生活と密接に結び付いていることの認識をさらに広め、私たちの日々の生活において意識的に省エネ活動を取り入れることや、再生可能エネルギーの導入の検討を促していくことが重要となります。

▶ 取組みの方向性

① 住宅や公共施設における省エネ設備、再生可能エネルギーの導入促進

本市では、戸建て住宅の割合が高いため、省エネ住宅への改修や太陽光発電システムの導入促進を図ります。市としては公共施設での太陽光発電の導入、公用車の更新に合わせた電気自動車の導入などを実施します。

■ 総合計画における関連成果指標

成果指標 (KPI) の名称	現 状	目 標
	令和元年(2019)年度	令和12年(2030)年度
公共施設における再生エネルギー設置件数(計画期間中通算)	-	5 件

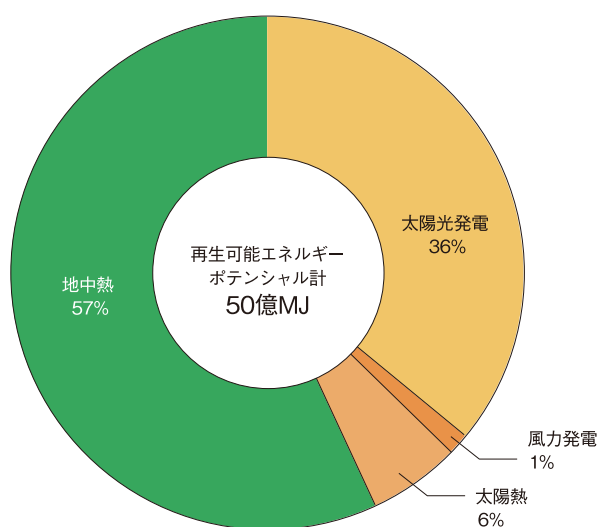
② 生活における省エネルギー活動の促進

生活における省エネルギー活動においては、国民運動である「COOL CHOICE」を推進します。「COOL CHOICE」とは、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために脱炭素社会づくりに貢献する「賢い選択」を様々な場面で実施する取組みです。市民一人ひとりの賢い選択を重ねることで、排出量の削減につながります。生活の場面に合わせてどのような選択をすれば良いのか、様々な情報を集約してわかりやすく市民に発信するとともに、賢い購買行動にもつながるような支援策を講じることで市民の取組みを促します。

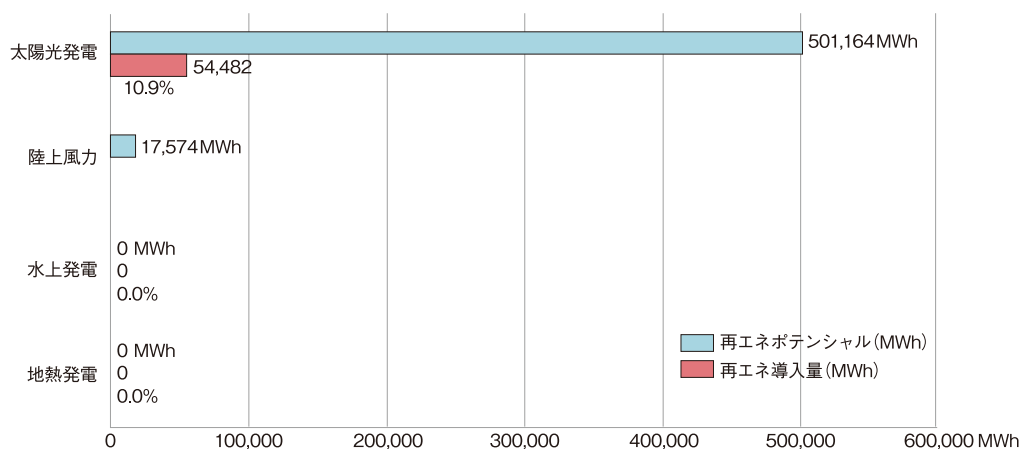
直方市の再エネポテンシャル（環境省「自治体排出カルテ」より）

環境省の自治体排出カルテによる、本市の再生可能エネルギーのポテンシャルは50億MJ（メガジュール）で、うち、地中熱が57%と最も多く、次いで太陽光発電が36%となっています。地中熱については一般的な普及には至っていないため、本市においては、太陽光発電の設置を促進していきます。現在、太陽光発電導入量は、ポテンシャルに対して1割程度となっています。

区域内の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル（2022（令和4）年度）



区域内の再エネ導入ポテンシャルと再エネ導入量（電力）（2022（令和4）年度）



資料) 環境省自治体カルテ

行動方針 2：企業のカーボンニュートラル促進

▶ 現状と課題

本市の温室効果ガスの排出量は製造業が最も多くを占めています。特に鉄工業や金属加工業でのエネルギー消費量が大きく、製造過程でのCO₂削減のためには大規模な設備投資も必要となります。これらの投資については、国や県の施策メニューを活用しながら進めていくことも想定されます。

事業所アンケート調査の結果をみると、約8割の企業がカーボンニュートラルの取組みを行っていないことがわかりました。取り組まない主な理由は、「カーボンニュートラルへの理解・情報不足」となっていることから、まずは企業がわかりやすく情報を共有できる仕組みをつくっていく必要があります。また、市内企業が求める市の取組みは、「周知活動」「企業等への指導、支援」となっていることから、本市としてはソフト面の支援を充実し、公的補助については国や県などの関係機関と連携を図りながら、市内企業への設備等の導入を促進していきます。

▶ 取組みの方向性

① 情報発信の強化

市内企業がカーボンニュートラルの取組みを行わない理由が「理解・情報不足」であることから、まずは省エネ関連等の情報を発信することで取組みを促します。また、先進的な取組み事例の情報を発信することで、企業にとって参考となる情報の共有を図ります。

② 企業のCO₂排出削減に関する支援

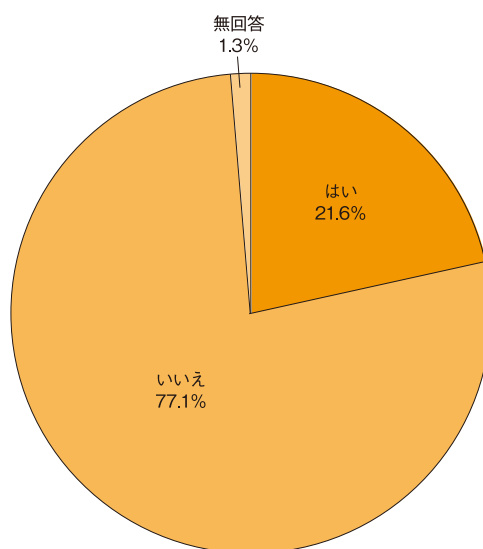
企業アンケートにおいて、カーボンニュートラルの実現に必要な支援として圧倒的に多かったのが「公的な補助金」でした。特に、製造業では大型の設備投資が必要になる場合もあり、設備投資に係る支援が必要とされています。設備投資に係る支援については国や県など関係機関の支援を紹介しながら、市としても連携して支援を行うことで設備導入を促進します。また、単なる設備投資のみではなく、企業全体として脱炭素に向けた取組みを総合的に実施していくような場合についても、事例紹介などの情報発信にとどまらない支援についても検討していきます。

③ 専門家派遣による省エネの促進

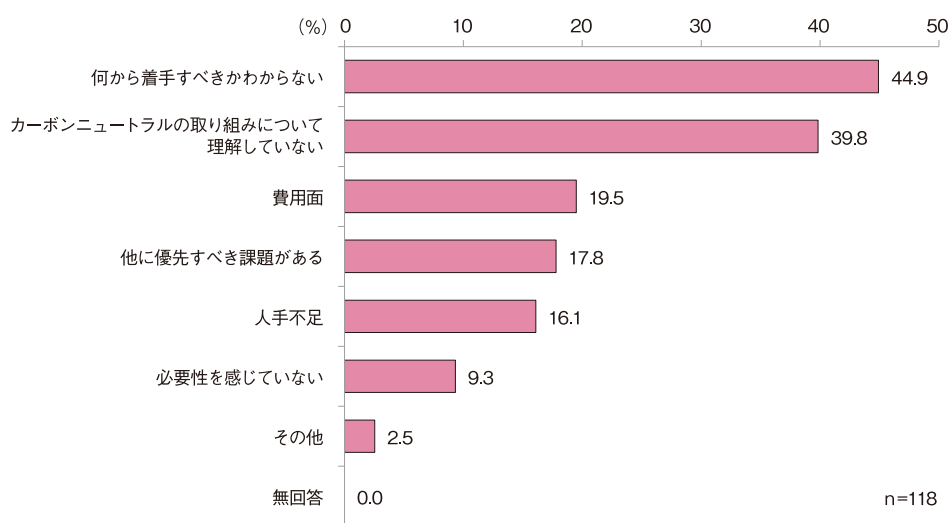
企業アンケートにおいて、カーボンニュートラルの実現に必要な支援として、「公的な補助金」などの資金的な支援の他に多かった意見として、「CO₂排出量の数値把握」「人材の支援」「人材育成」でした。このことから、まずは現状を把握したいというニーズや、専門人材の不足によりなかなかカーボンニュートラルに踏み込むことができないという悩みがあることがうかがえます。そのため、市としては関係機関と連携しながら、現状把握を促進するための支援や省エネルギーなど脱炭素に関する専門家を活用することで企業のマンパワー不足を緩和するための支援を行っていきます。

【事業所の取組み状況】

カーボンニュートラルの取組みを行っていますか？



取組みを行っていない理由



資料) 事業者アンケート調査結果(令和4年度)

カーボンニュートラルに向けて各プレイヤーができること

2050 年までの二酸化炭素実質排出量ゼロに向けて、市民、事業者、行政それぞれの立場で取り組めることを以下にまとめました。このような取組みを各プレイヤーが少しずつ実現していくことで、小さな力が集まり大きな力となって市全体での取組みへと発展していくことが期待できます。

市民ができること

エネルギーの節約

- 節電（不要な照明の消灯、待機電力の削減等）
- 照明のLED化など省エネ家電の購入

CO₂排出量の少ない交通手段の利用

- スマートムーブ（徒歩、自転車や公共交通機関等自家用自動車以外の手段）の選択
- エコドライブ（燃費の把握、急発進の回避、一定速度の維持など）
- 電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）の購入

住宅の省エネ・再エネ化

- 太陽光パネルの設置
- 窓や壁などの断熱リフォーム
- ZEH住宅の導入

企業ができること

エネルギーの見える化

- CO₂排出量の見える化
- 専門家による省エネルギー診断
- エネルギーマネジメントシステムの導入

設備の電化

- 電気自動車の購入、充電スポットの設置
- 各種設備の電化

エネルギーの節約

- 節電（不要な照明の消灯、待機電力の削減等）
- 照明のLED化、空調等の更新

再生可能エネルギーの導入

- 太陽光発電設備の導入（建屋・敷地）
- 再エネ電力の購入

ZEH：住宅の高断熱化、高効率設備により消費エネルギーを減らし、太陽光パネルにより再生可能エネルギーをつくることで、年間のエネルギー消費量が正味でゼロとなる住宅

カーボンニュートラルに向けて各プレイヤーができること

行政ができること

エネルギーの節約

- 節電（不要な照明の消灯、待機電力の削減等）
- 庁内の階段利用
- 照明のLED化、空調の更新

公共施設の省エネ化、電化

- 公用車の電化、充電スポットの設置

再生可能エネルギーの導入

- 太陽光発電設備の導入（建屋・敷地）
- 再エネ電力の購入

市民や企業への情報発信

- 市民、企業向けの省エネ等に関する情報発信
- 国や県の各種支援の情報発信

ライフスタイルを脱炭素化するための取組み例



資料) 環境省「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

行動方針 3：循環型社会のさらなる推進

▶ 現状と課題

本市におけるごみの総排出量は、2014(平成26)年をピークに減少傾向にあり、1人あたりのごみ排出量は経年で福岡県の平均を下回っていますが、一方でリサイクル率についても年々減少傾向にあります。廃棄物の問題については、ごみ処理の過程を通して、燃料消費や二酸化炭素排出による環境負荷が懸念されており、適正処理に加え、循環型社会の形成、地球温暖化対策の観点から、4Rの推進（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）が重要視されるようになっていきます。

▶ 取組みの方向性

① 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進

取組みの根幹となる循環型社会形成推進基本法では、国・地方公共団体(市)・事業者・国民(市民)それぞれの責務(役割)が明記されており、地方公共団体においては市民が循環型社会形成に取り組むことができるよう適切な措置を講じることが求められています。

本市では、2022(令和4)年より自治公民館による常設資源回収場所を設置し、再生可能な資源の回収を行っています。今後も順次設置場所を増やし、できるだけ多くの市民が利用できる環境を整えます。

また、資源拠点回収場所の利用状況については、利用している市民が35%である一方、拠点があることを知らない市民が25%いることを踏まえて、広報誌やSNSなど様々な媒体を活用し、資源回収に関する情報の発信を多面的に行います。また、30・10運動※の推進など食品ロスを減らすための取組みも行います。

(※) 宴会の最初の30分間と終了前の10分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうと呼びかける食品ロスを減らすための取組み。

■ 総合計画における関連成果指標

成果指標 (KPI) の名称	現 状	目 標
	令和元年(2019)年度	令和12年(2030)年度
ごみのリサイクル率	11.0%	15.0%
一人あたりのごみ排出量	943g / 人・日	895g / 人・日



市内の常設資源回収場所

行動方針 1：学ぶ場・機会の創出

▶ 現状と課題

本市には、中央公民館をはじめ、ユメニティのおがた、図書館、歳時館、美術館、遠賀川水辺館など、学びに関連した施設が充実しています。これまでも出前授業などによって環境学習の機会を提供していますが、市民アンケートを見ると、市の環境施策のなかで「環境学習の充実」については、満足度・重要度ともに低い結果となっています。満足度については「どちらともいえない」と答えた層が約7割を占めていることを踏まえると、学習についての市民の興味関心が薄いことが考えられます。一方で、環境問題に関心を持っている市民は約6割と半数を超えており、提供して欲しい情報としては「暮らしの中で環境保全に役立つ工夫や行動について」の割合が最も多かったことから、日々の生活に関連した内容の講座などを積極的に提供していくことも重要です。

▶ 取組みの方向性

1. 世代や興味・関心に応じた学習機会の創出

環境問題は、日常生活に密着したものから、地球温暖化対策や生物多様性保全など世界レベルの内容まで幅広いことが特徴です。価値観やライフスタイルが多様化している現在、個々人の興味・関心も多様化しています。そのため、幅広いテーマ・内容での学習機会を市民に提供していきます。また、2006(平成18)年改正の教育基本法、2007(平成19)年改正の学校教育法において、環境教育は、学校教育の目標の1つとして位置づけられていることから、自然体験やワークショップなど、関係団体と連携した環境学習を実施します。

2. 市民の自発的な環境学習活動の促進

幅広い環境問題に対応していくためには、市民が自ら考え行動していくことが非常に重要となります。それぞれの興味・関心に応じて、自発的な環境学習が行えるよう、市の生涯学習施設の維持、効果的な情報発信など、行政が活動に対する側面的な支援を充実していきます。

■ 総合計画における関連成果指標

成果指標 (KPI) の名称	現 状	目 標
	令和元年(2019)年度	令和12年(2030)年度
環境啓発事業の実施回数(年間) (保育所、幼稚園、小中学校、学童保育、各種団体など)	63 回	75 回

行動方針 2：活動主体の多様化の促進

▶ 現状と課題

環境問題の解決に向けては、実際に地域で活動する人を増やしていくことが重要です。しかし、市民アンケート結果を見ると、「ごみの出し方を守る」「買い物袋を持参する」など行動は、日常生活での取組みにほとんどの人が実施していますが、環境美化活動、環境保護活動など地域での取組みになると活動する人は少なくなっています。一方、実際に参加している人も含め、活動への参加意思を持っている人は約8割も占めます。若い世代ほど参加経験は少ないですが、多様化するライフスタイルに合わせて、活動の時期や時間、活動の内容を調整すれば参加する人が増える可能性はあるといえます。

▶ 取組みの方向性

1. あらゆる世代の環境保全活動への参加促進

環境活動に関しては、参加意向は持ちながらも実際の行動に移せていない層が多いことが分かっています。そのような層の参加を促すために、初めの1歩を気軽に踏み出せるような情報交換の場の創設や、スポーツやゲーム感覚で参加できるイベントを開催するなど、参加の窓口を広げていきます。

2. 市民、学校、企業などの交流促進

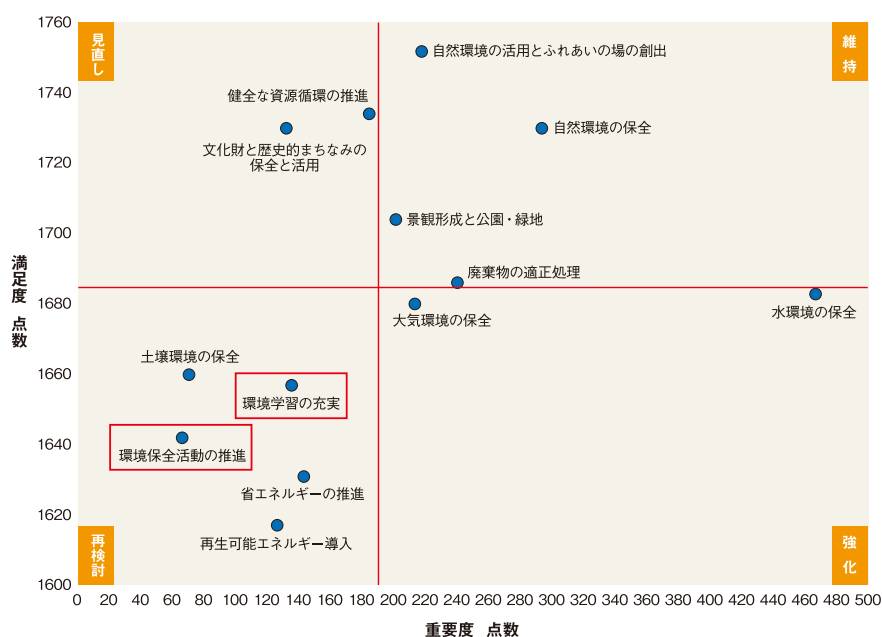
地域活動を牽引する人材の高齢化など、地域活動の維持が重要な課題となっています。市民、企業、環境団体、学校、行政など各主体の交流を促進し、相互に関わることで場面に応じてそれぞれが連携できる体制づくりを促します。



遠賀川清掃活動の様子

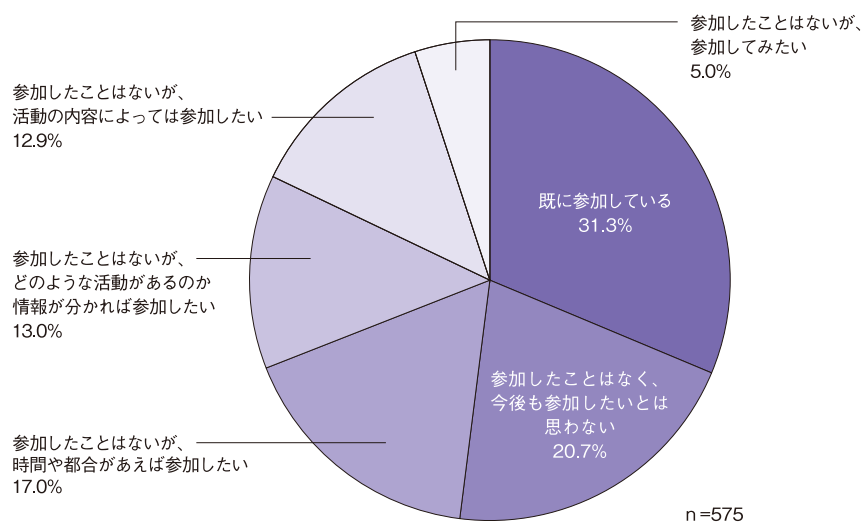
【市民の環境学習や活動に対する意識】

環境学習、環境保全活動に関する施策の満足度・重要度(再掲)



資料) 市民アンケート調査結果(令和4年度)

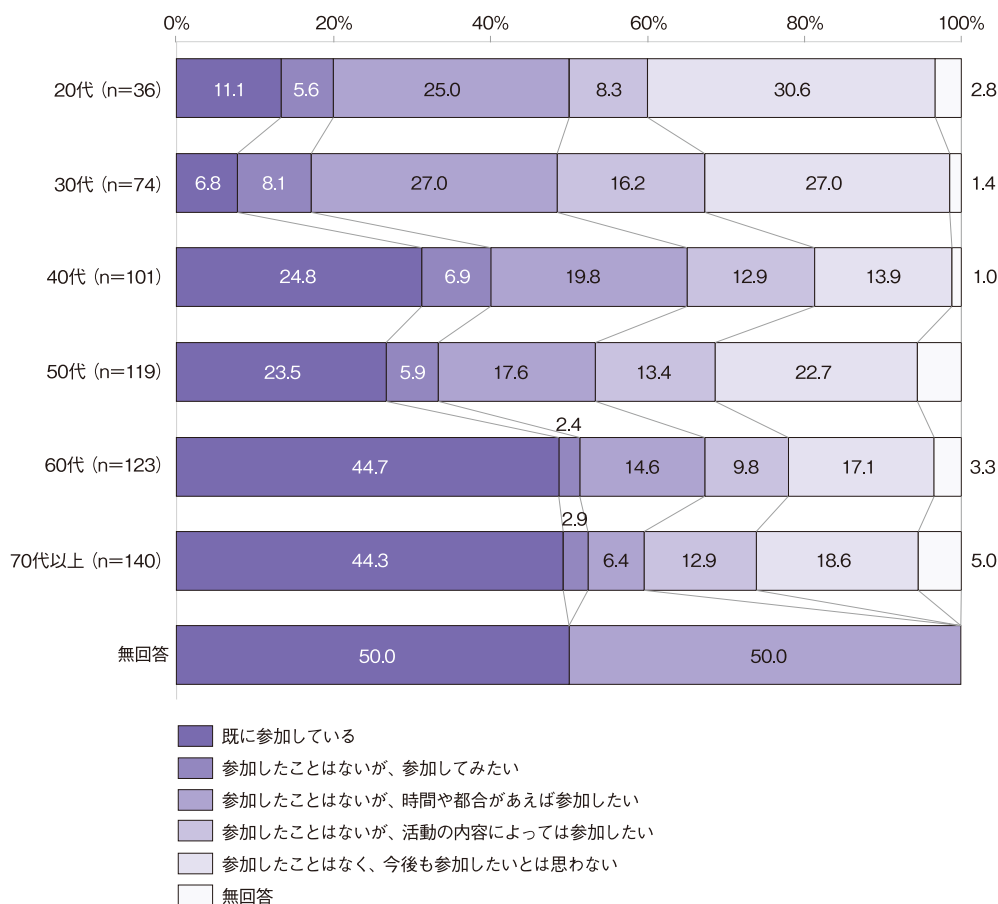
環境活動への参加状況【全体】



資料) 市民アンケート調査結果(令和4年度)

【市民の環境学習や活動に対する意識】

環境活動への参加状況【年代別】



資料) 市民アンケート調査結果 (令和4年度)